

物品売買契約書

発注者 新発田市 と 受注者 とは、下記の条項により物品売買契約を締結し、受注者は信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 1 件 名 新発田市民文化会館車両（電気自動車）購入
- 2 納品場所 新発田市教育委員会文化行政課文化芸術振興室（新発田市民文化会館）
- 3 納品期限 令和 8 年 3 月 3 1 日
- 4 規格等 別紙仕様書のとおり

5 契約金額									円
(※課税対象額 金 円)									
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)									

- 6 契約保証金 免除 (契約規則第 4 0 条第 7 号該当)
- 7 規則等の適用 この契約書に定めのない事項については、新発田市契約規則（平成 1 8 年新発田市規則第 3 5 号）、新発田市物品供給契約約款及び関係法令に従うものとし、その他この契約に関して疑問が生じたときは、両者協議の上、決定するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者 新発田市中心部 3 丁目 3 番 3 号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

受注者